

桐朋学園同窓会会則

平成8年4月21日改正

平成25年2月1日改正

令和4年8月23日改正

第1章 総則

- 第1条 本会は桐朋学園同窓会と称す。
- 第2条 本会は会員相互の連絡と親睦をはかり、母校の発展に協力することを目的とする。
- 第3条 本会はその目的を達成するために次の事業をおこなう。
1. 会員の動静把握
 2. 会員親睦のための会合開催
 3. 桐朋学園男子部への援助協力
 4. その他本会の目的を達するための必要な事項
- 第4条 本会は本部を桐朋学園男子部内におく。
- 第5条 本会の会務に関しては、毎年発行する会報により報告する。

第2章 会員

- 第6条 本会は次の会員より構成する。
1. 正会員 第一山水中学校・桐朋第一中学校・桐朋高等学校卒業生
 2. 準会員 第一山水中学校・桐朋第一中学校・桐朋高等学校卒業生に準ずる者
(但し昭和21年以前に中学に入学した者)
 3. 特別会員 桐朋高等学校・桐朋中学校教職員および第一山水中学校・桐朋第一中学校・桐朋高中学校旧教職員
- 第7条 会員は常に本部と協力連絡し、その動静に変更ある時は知らせなくてはならない。

第3章 役員

- 第8条 本会に次の役員をおき、代表総会において選出する。
1. 会長 1名
 2. 副会長 3名
 3. 理事 15名以内
- 第9条 役員の仕事は次の通りとする。
1. 会長は本会を代表し会務を総括する。
 2. 副会長は会長を補佐し会務を分掌する。会長に事故ある時はその職務を代行する。
 3. 理事は会務を掌る。
- 第10条 本会に会務を監査する監事2名をおき、代表総会において選出する。
1. 監事は代表総会において監査結果を報告する。
 2. 監事は理事会・評議員会に出席し会の適正運営に関して意見を述べる事ができる。
- 第11条 役員並びに監事の任期は3年とする。但し再任することができる。

第12条 本会に次の名誉役員を置く。

1. 名誉会長 桐朋高等学校長を推薦する。
2. 名誉顧問 桐朋学園理事長、桐朋学園名誉理事長並びに歴代名誉会長を推薦する。
3. 顧問 歴代同窓会長を推薦する。
4. 参与 旧役員から推薦する。
 - (1) 名誉役員は、評議員会の議を経て代表総会において推挙する。
 - (2) 顧問及び参与は理事会の諮問に応じる。

第4章 評議員・学年幹事

第13条 本会に評議員を各期1名おく。

1. 評議員は会長が委嘱する。
2. 評議員は会務に必要な事項を決定する。

第14条 本会に学年幹事を各期1名おく。

1. 学年幹事は各期の代表として同期生の動静を把握し、会務の審議決定に参画する。

第15条 評議員および学年幹事の任期は2年とし、再任を妨げない。

第5章 組織

第16条 本会に会員親睦のため同窓会総会をおき、会長が招集する。

第17条 本会の活動の中心となる議決機関として代表総会をおく。

1. 代表総会は会長が招集し、定期代表総会を各年度1回開催する。但し必要のある時は、評議員会の議により臨時代表総会を開催することができる。
2. 代表総会は役員・評議員・学年幹事をもって構成する。
3. 代表総会は次の事項を審議し決定する。
 - (1) 事業計画の決定
 - (2) 事業報告の承認
 - (3) 予算の決定
 - (4) 監査報告の承認
 - (5) 決算報告の承認
 - (6) 会長その他役員、監事の選出決定
 - (7) 名誉役員の推挙決定
 - (8) その他本会の運営の基本に関する重要な事項
4. 会長その他の役員（副会長及び理事）は、代表総会で選任される。副会長及び理事の具体的役職は理事会の互選による。
5. 代表総会の議長は会長または会長の指名する役員をもってこれに充てる。

第18条 本会に活動全般にわたる審議機関として評議員会をおく。

1. 評議員会は会長が招集する。会長は評議員総数の3分の2以上の評議員より招集を請求された場合は、これを招集しなくてはならない。
2. 評議員会は役員・評議員をもって構成する。
3. 評議員会は代表総会に提出すべき議案、理事会により提出された議事、その他本会の運営に必要な事項を審議する。
4. 評議員会の議長は会長または会長の指名する役員をもってこれに充てる。

第19条 本会に役員より構成される理事会をおき、会長が招集する。

1. 理事会は本会の基本的な運営に関する企画立案について審議する。
2. 理事会は会務執行にあたる事務局を統括して会務を処理する。

第 20 条 会議は全構成員の過半数の出席をもって成立する。但しあらかじめ委任状によって意思を表示したものは出席とみなす。

第 21 条 会議の議決は特に定めのある場合を除き、出席者全員の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは議長がこれを決定する。

第 6 章 会計および資産

第 22 条 本会の経費は入会金、会費、寄付金、その他の収入をもってこれに充当する。

第 23 条 本会の入会金および会費は規程に定める。

第 24 条 本会の会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

第 25 条 予算は評議員会の議を経て代表総会において決定する。

第 26 条 決算報告は理事会において作成し、監事の監査を求めるものとし、評議員会の議を経て代表総会において承認を求めるものとする。

第 7 章 会 務

第 27 条 本会は第 2 条の目的を遂行するために理事会を本部事務局におき、その会務執行のため次の各部をおく

1. 総務部
2. 事業部
3. 名簿管理部
 - (1) 事務局長は理事会において役員の中から選出する。
 - (2) 各部に理事を配置する。
 - (3) 各部に会長が委嘱する会務担当委員を若干名おくことができる。

第 28 条 本会の目的を達成するために評議員会の議を経て専門委員会をおくことができる。

1. 専門委員会の委員長および委員は、評議員会の議を経て会長が委嘱する。

第 29 条 会員に慶弔ある時は同窓生を代表して、本会がこれを行なう。

第 8 章 支 部

第 30 条 本会に会員 10 名以上をもって支部を結成し、活動することができる。

第 31 条 支部は本会目的達成のため本部と協力し、会員相互の親睦を図ることを目的とする。

第 9 章 附 則

第 32 条 本会則の改正は代表総会の 3 分の 2 以上の賛成による議決によりこれを行う。

第 33 条 本会則施行のための細則、規程を代表総会の議決により別に定める。